

会議録

名称	令和2年度第3回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	令和2年10月5日（月）午後2時から午後4時まで
会場	目黒区総合庁舎本館1階E会議室
出席者	（委員）浅田、植野、岡田、前田、宮内、森田、河野、川原、橋本、斉藤、かいでん、深山、荘島、塩月、上田、中野、橋爪 （区側）企画経営部長、広報課長、情報課長、生活衛生課長、学校ICT課長、教育指導課長
傍聴者	なし
配付資料	<事前配付資料> 諮問事項の資料 <席上配付資料> 前回答申文 諮問文 座席表、審議会委員名簿（第16期）
会議次第	1 会長あいさつ 2 諮問事項 （1）全庁イントラネットシステムのサーバ更改に伴う一部機能のクラウド化による個人情報の取扱いについて （2）スズメバチの巣の調査・駆除業務の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて （3）カラスの巣の撤去等及び落下カラスの捕獲業務の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて （4）目黒区GIGAスクール構想実現システム導入に伴うパブリッククラウドサービスの利用に係る個人情報の取扱いについて 3 その他

発言の記録	別紙のとおり
-------	--------

<令和2年度第3回審議会発言記録>

1 会長あいさつ

会長	<p>ただいまより、令和2年度第3回目黒区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。</p> <p>本日の審議会は、前回に引き続きまして、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、マスクを着用して行います。また、区側の説明者は入れ替え制といたします。</p> <p>会議時間、16時までということでご案内をしております。また、こういう広めで換気ができる会議室が限られているものがございますから、この会議室はこの後も別の会議体で使用することが既に決まっております。使用できる会議室が限られておりますことから、会議の進行にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。質問は、審議会の趣旨に沿って、簡潔に、要領よくお願いいたします。区側にも言えることですので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>傍聴は、本日はいらっしゃいますでしょうか。</p>
区側	<p>いらっしゃいません。</p>
会長	<p>傍聴については、いらっしゃらないということでございます。</p> <p>それでは、議事に入る前に、事務局から出席状況等について確認をお願いいたします。</p>
区側	<p>それでは、事務局から、出席状況につきましてご報告いたします。</p> <p>当審議会の委員ですが、20名となっておりますので、定足数は過半数の11名となります。本日の出席人数ですが、17名となっておりますので、定足数の11名を満たしております。</p> <p>前回もお伝えしましたとおり、目黒区では、5月1日から10月31日まで、夏季における軽装化を実施しております。原則として、上着やネクタイを着用しておりませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、10月1日付で人事異動がありましたので、お知らせいたします。</p>
会長	<p>次に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。</p>
区側	<p>資料ですが、事前にお送りした資料は、審議会資料1から4となっております。</p> <p>それと、本日、席上に配付いたしました資料ですが、審議会資料5として令和2年度第2回の答申文でございます。</p> <p>審議会資料6として、本日の諮問文でございます。</p> <p>最後に、座席表と名簿でございます。</p> <p>不足等がございましたら、お知らせください。大丈夫でしょうか。</p>
会長	<p>審議に先立ちまして、事務局から話があるということですので、お願いいたします。</p>
区側	<p>それでは、冒頭、お時間をいただきまして、目黒区におけます個人情報の漏えい事故について、概要をご報告いたします。資料はございません。</p> <p>令和2年9月9日、10日の新聞等で、DV被害等を受けたとされる目黒区に居住実績のない女性の住所を、加害者とされる男性に区が情報を漏らしたといった報道がございました。</p> <p>この事故ですが、昨年9月に、目黒区税務課から男性に対して送付した文書が原因で起こ</p>

	<p>った事故でございます。当時ですが、男性と女性は居所を別にしておりました。ただ、男性の確定申告の書類に不備がありましたために、区がその男性に送った確認文書、この中に女性の現住所等が記載されていたものでございます。</p> <p>区といたしましては、この事故につきまして、公表することによって被害者へ危険が及ぶ可能性があること、また、被害者との協議が継続していること、これらのことから慎重に対応すべきと判断しまして、結論が出た時点で公表については判断するとしたものでございます。このたび、目黒区議会第3回定例会の一般質問におきまして、本件についてのご質問があったことから、新聞等での報道となったものでございます。</p> <p>区としましては、今回のこの事故を受けまして、被扶養者を照会する作業手順を見直し、また、住所などの情報を出さないようにシステムを変更するほか、職員研修など再発の防止策を取っております。</p> <p>本件につきましては、一定の結論が出た段階で、正式に本審議会にご報告をさせていただきます。ただ、今回、マスコミ報道が先行したことから、本日、簡単ではございますが、概略について報告するものでございます。</p> <p>今後は、このような個人情報の漏えい事故を起こさないように、再発防止策を徹底してまいります。大変申し訳ございませんでした。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>前回に引き続き、このような不祥事の報告があったというのは非常に遺憾でございますが、区に居住実態のない方の問題ということもあって、システム改修等にすぐ踏み切ったということです。今後、区側から説明があったように、研修をよく実施していただいて、こういうことのないように、ぜひ注意をしていただければと思います。よろしく願いいたします。</p>

2 諮問事項

(1) 全庁イントラネットシステムのサーバ更改に伴う一部機能のクラウド化による個人情報の取扱いについて

会長	<p>それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。</p> <p>2時間という限られた時間の中で、なるべく多くのご意見をいただきたいと思いますので、先ほども申し上げましたが、審議事項につきまして、明瞭かつ簡潔にご発言をお願いいたします。区側の説明にも言えることでございますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、次第の1、諮問事項(1)全庁イントラネットシステムのサーバ更改に伴う一部機能のクラウド化による個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。</p>
区側	(資料により説明) (約19分)
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。</p>
委員	<p>あまり詳しくないので素人質問かもしれないんですが、個人というか、ID・パスワードを付与した形でログインするということなんですけれども、接続する機器は登録なり、限定されるのかというところが1点。</p> <p>もう1点は、ログオフ時にはデスクトップ上にデータを保管できなくて削除されるということなんですけれども、例えば、悪用する人がいるかどうかは別ですけれども、スクリーン</p>

ショットのような機能を使った場合に、データを残すことができるような懸念はないのか。
その2点だけ教えてください。

区側 では、まず1点目でございますが、接続する端末は完全に限定する形で、これとこれしか扱えないという状態でございます。

次に、2点目でございますけれども、確かにスクリーンショットという機能を使えばできてしまうというような懸念はございますけれども、そもそもスクリーンショットをさせないような設定にして、端末のほうでコントロールすることも可能でございますので、クラウド化を進めるにあたってそういった形でセキュリティを確保してまいりたいと考えてございます。

委員 ありがとうございます。

会長 いかがですか。

委員 ちょっと確認なんですけれども、ファイルサーバのクラウド化についてなんですけれども、1-1の下から2行目「個人専用の領域を用意し、デスクトップへのデータ保管は禁止する運用」となっていますけれども、ファイルサーバに関しましては、クラウド化していかないと、大量の情報とか、災害の件に関してはそういう選択だというのは分かります。ただ、ファイルサーバを全部クラウド化してしまうと、作業効率的に、やはりクラウドから全部引っ張ってこなきゃいけないということで、結構、作業的な部分に遅れというか、ちょっと効率が低下するというような形が結構、言われているんですけれども、日頃、使うものに関して、個人専用の領域はそのまま置いておいて、あまり使わないものに関してはクラウドにというような理解でよろしいのでしょうか。

区側 データの保管の方法でございますけれども、データを保管する場合は、全部ファイルサーバに入れてください、余計なところには入れないでくださいと。そもそも、最終的には、データも決まったところに保存できないようにするというのがこちらの目標でございまして、作業効率についてのご懸念でございますが、こちらについては要するに通信回線の速度の問題かと思えます。現状、役所で使っているデータというのは、あまり動画とか、その他の音楽とか、重たいデータはございません。ワードとか、エクセルとか、比較的軽いデータが中心でございます。また、そういったところでも作業効率が落ちないように、通信回線については十分な速度、容量を準備しまして、その上で職員になるべく負荷がかからないように実施してまいりたいというふうに考えてございます。

委員 私からは、2点、伺いたいんですけれども、まず1点目として、通信回線等を変更した後であれば、リモート拠点でLTEで接続して、画面が転送されて、そこから作業する形になっているということですが、現在から令和3年度に導入するまでのテレワークに関しては問題ないのかどうか少し気になったので、こちら1点目、お願いします。

もう一点なんですが、他の委員からスクリーンショットで悪用されないかというお話でしたけれども、私もちょっと素人で分からなかった部分として、何ていいますか、ファイアウォールを突破されるとか、そういう形で画像を第三者の人が見てしまう可能性というのはどういうふうに排除しているのか、ちょっと伺えればと思います。

以上、2点、お願いします。

区側

それでは、まず1点目でございますけれども、現状、テレワークに関しましては、ほとんど今年度から急遽、導入したということがございまして、なかなか課題は多かったかなと認識しております。特に、個人情報については、現状では基本的に持ち出さないでくださいと、原則としては持ち出さないということでやっております。その他につきましても、情報につきましても、あらゆる情報を逐次、所属長、我々課長の許可を得るという形で運用しております。そうすると、そもそもやはり業務で必要なデータはほぼ持ち出せないというところが、これまでの状況としてはございました。

これにつきましては、ちょっとまだ全員に配れるというわけではありませんけれども、このたび導入いたします災害対策用のモバイル端末におきましては、今回、こちらでご説明しているものとはまた別の機能になりますけれども、同様の仮想化技術を、今回はクラウドサーバ上に仮想化環境を設定するという状況でございますけれども、現状、庁内のサーバで仮想化環境をつくるというような仕組みを導入しております。これからそちらの中で運用することにおいては、十分なセキュリティを確保した上で、内部の情報システムに接続できると理解しております。

また、スクリーンショット以外に、例えばファイアウォールを突破された場合でございますけれども、まず、そもそもファイアウォールを突破されるようなアクセスが行えないように仮想化環境というものを設定しております。ずっと通信がつながっているわけではなくて、一旦、画面という形を介することによって、例えばですけれども、手術室でロボットを操作して手術するようなイメージを考えていただきたいと思いますけれども、その場合、生のウイルスは手術室のロボットを通じてこちらに入ってくることはないということと同じようなイメージでして、見ながら操作しているけれども、データ自体が流通しているわけではないという仕組みを構築してまいります。

また、万が一のことを想定しまして、これで全部、鉄壁であるという想定ではなくて、こちらの想定外の場合もあり得ますので、それに関しては、例えば一旦突破されたとしても、管理の権限とかを適正に管理することによりまして、必要以上のデータが見られないようにするとか、そういう2次的な防御策。また、ちょっとデータセンターのほうで申し上げましたけれども、侵入検知防止システム等により、不正なアクセスからサービスを保護するというふうに、中で実際に不正な操作をしている者はいないかどうかということも必ず感知する。そういった仮想的な防御をすることによって、セキュリティ対策を実施してまいりたいと考えてございます。

委員

3つほどお願いしたいんですけれども、1つは先ほどからも出ているんですけれども、テレワークをするにあたって、多分、テレワークはリモート専用のパソコンを使うと思うんですけれども、それにはハードディスクは入っていないという認識。もしくは、今後、庁舎でクラウド化されると、先ほどのご説明ですと、全てデータがハードディスクに収められない。考えられるのは、ハードディスクがないパソコンを使われるのかなと思うんですけれども、ということは、現在、使われているパソコンというのは、多分、ハードディスク付きのパソコンだと思います。そうすると、全てのパソコンがハードディスクレスのパソコンに替わるのかという質問と。

それと、多分、テレワークが結構、民間の企業でもテレワークが進んでいると思うんですけれども、このシステムをやっていくと、テレワークの、何ていうんですか、パーセンテージ、大体このくらいの割合で多分テレワークが行われるだろうなというような、もしそういう予定があるんだったらちょっとお聞かせいただきたいということと。

先ほどの質問ともちよつと関連するんですけど、もし現在のPCを排除した場合、メモリだとか、CDだとかにいろいろなデータが入っているかと思うんですけども、今回の場合はクラウド化によってファイルサーバが造られるわけですから、多分、今後、庁内には基本的に個人情報を持たないというような形になると思うんです。そういう場合、廃棄計画だとか、それについてはどのような形になるんでしょうかというのが2番目。

あと、資料1-3にあります委託業務の中の運用保守の部分ですけども。中身がちょっとよく分からないんですけども、個人データを扱う運用保守が入るのかどうか、この辺りがちょっと見えなかったものですから、単純にPC回りだとか、サーバ関係の運用保守だけで、その運用保守の業者は個人情報には接続できないような決まりとかつくられているかどうか、その辺について伺います。

以上です。

区側 それでは、順次、お答えいたします。

初めに、1点目のテレワークを進めるための端末の環境整備でございますけれども、私どもとしても、最終的には端末の方にはデータは一切保存できない、いわゆるシンクライアントと呼ばれる端末を導入することを予定しております。ただし、過渡的な状況においては、どうしてもハードディスクなり、ほかのものなり、記憶媒体があるものを導入せざるを得ないところもあろうかと考えております。そこで、外部の端末には内部の情報を保存できない仕組みとして、仮想デスクトップ環境を導入するものでございます。

また、パーセンテージでございますけれども、なかなか数字の落とし方は難しゅうございますけれども、今回、導入した端末は約150台でございますして、来年度に予算がつけばですけれども、整理できるとしたら約50台を想定しております、おおむね200台という数になります。目黒区の常勤職員2,000人おりますので、仮に全員、全部の端末を稼働させれば、常勤職員に対して10%程度という数でございますけれども、これはあくまで理論値でございますして、実際にできるかどうかについては規程の整備など別途の対応も必要ですので、なかなか具体的な数字をお出しすることは難しいところでございます。

次、2点目、メモリやCDなどの廃棄の計画でございますけれども、これは廃棄した時点でやることにはなりますけれども、その中でも総務省のほうで情報セキュリティ対策のガイドラインというものをつくっております、それがこの夏に改訂されると言われていたんですけども、我々もまだ改訂内容を最終的には把握していないところでございます。そういったものも参考にしながら、その時点で確実にデータが復元不可能な状態で消去、または破棄される処分を取ってまいりたいと考えてございます。

最後に、運用保守でございますが、おっしゃるとおり、通常で運用保守の事業者が個別の個人情報にアクセスするということにはございません。ただし、個人情報を含むファイルが破損してしまったとか、そういうところでやむを得ずデータを参照する場合もございますので、そういったところで個人情報を取り扱うことがあり得る、という形で契約してまいりたいというふうに考えてございます。

委員 分かりました。

会長 皆さん、よろしいでしょうか。

委員 1点確認だけ。構築、運用する事業者はプロポーザルで決めるということですが、資料1-3にあります委託業務のほうは、また外部事業者に委託を予定しているということで、2段

	<p>階で考えていらっしゃるということですが、特命を予定している。プロポーザルの中に一体化するというのではなくて、プロポーザルで決まった業者さんを特命で選んでいくと。特命とすることで個人情報の管理を徹底しようということでしょうか。</p>
区側	<p>プロポーザルに関しましては、構築だけではなくて、運用のほうでも、当然、費用がかかってまいりますので、その中で選定することになります。実質的には、構築するときのセキュリティ体制と、運用するときのセキュリティ体制、一体的にこの事業者で問題ないかということ審査していくことになろうかというふうに考えてございます。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。 それでは、採決に移ります。賛成の方、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)</p>
会長	<p>反対の方、挙手をお願いいたします。 事務局のほうで確認をお願いいたします。</p>
区側	<p>賛成16名、反対0名です。</p>
会長	<p>それでは、全員の方に挙手をいただいたということで、本件諮問については承認とさせていただきます。ありがとうございました。</p>

(2) スズメバチの巣の調査・駆除業務の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて

会長	<p>続きまして、諮問事項(2)スズメバチの巣の調査・駆除業務の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。</p>
区側	<p>(資料により説明)(約5分)</p>
会長	<p>ありがとうございました。 ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。</p>
委員	<p>これ、委託先は1社ということでもいいのでしょうか。例えば、複数、駆除業者がいて、何社かあるということでしょうか。その確認と、あと、いわゆる区民ないし区外にお住まいの、区内に住宅、家屋を所有している依頼者から調査を受けて、事業者に対して区からはファックスで送るんですけども、事業者から区に報告は郵送もしくは持参ということなんですが、持参、郵送にした理由というのは、やはり個人情報の保護という関係でやっているのでしょうか。 以上、2点、お願いします。</p>
区側	<p>まず1点目、委託業者の数でございますけれども、これは委託するとすれば1社に限定をさせていただくということです。 それから、2点目の郵送または持参ということでございますけれども、これは実際に業務を、今まで他の業務でもやっている実績等で、このやり方がこういった委託業務にはなじんでいるのではないかという判断をさせていただいて、こういう形を取ってございます。当然、</p>

個人情報をご提供できれば安全な形で受渡しをしたいという考え方も当然持っております

委員 別紙4の個人情報の保護に関する特記仕様書ということですが、基本事項におきまして個人情報の漏えいとか、このような形が書かれていますけれども、書いてあるからといって、必ずそれが適切に個人情報が保護されているのか。扱い方に関して、それは区としては業者がちゃんとやっていると思っていたとしても、そのやり方だとまずいということに関して、その詳細についてはチェックをされるのでしょうか。

区側 まず、内容につきましては、これはあくまでも特記仕様書でございますので、委託する際には仕様書を別途設ける予定でございます。その中に、細かな内容を盛り込む予定です。その盛り込んだ細かな内容については、特記仕様書の第15条になりますけれども、こちらの2項に、必要があるときは乙の管理する施設に立ち入るとのことでございますので、こういった文言を使って実際に見る。実際の手続といたしましては、当然、委託業務の契約が済んだ段階で、最初の段階で、一度、事務所等には立入りをさせていただいて、仕様書に書かれている個人情報の取扱いが適正にできる状態なのか。保管場所も含め、管理者も含め、ちゃんとできているかどうかという確認をする予定で考えてございます。

委員 このご趣旨に関しては、全然、問題はないと思うんですが、何となくですね、今の国の流れからすると、ファックスでやり取りをして、それで報告書を受けるとというのが何かしっくりこないという感じがしますので、将来的にこうしたところは、当然のことながらデータでやり取りをする形にされたほうがいいかなというふうに思っていて、そういうおつもりがあるかどうかということをお伺いしたいと思います。例えば、ファックスの番号が間違ってしまったということがあったら、それこそ取り返しがつかないということもあるかと思っておりますので、そうした懸念からお尋ねしたいと思います。

区側 いろいろご心配をいただきまして、ありがとうございます。

当然、ファックスでやり取りする場合には、まず、番号の登録というものを複数名で確認しながら、テストでファックスを流して、ちゃんと届くかどうかという確認をさせていただいてから実施をしたいと考えてございます。

それから、今後のデータの展開でございます。システムを使うのかということなんですけれども、今回、個人情報として取り扱うのがお名前と住所と電話番号と限られたもので、駆除が済んでしまうと、そのデータはほぼほぼ使い道が限られてくるというか、ほとんど活用がないということなので、その辺をしっかりと処分するというところで、不要なものはなるべく早く処分してしまうという考えがございます。ただし、今後、展開する中で、きめ細かな駆除のやり方が必要になってくる、その中でデータの処理が必要になってくるという状況が生じた場合には、当然、システム処理というのは今後考えていきたい。あくまでも今年度、開始をして、もうほぼほぼスズメバチの巣のシーズンを過ぎましたので、今年度経験した経験値から、当初はファックスで十分に対応できるという判断をしたということでございます。

会長 よろしいでしょうか。

委員 まず、こういう省けるものの効率化というのは私も大賛成です。その上で、2点お伺いしたいんですが、まず1点目、ご依頼者から電話でご相談を受けた時にスズメバチの巣ではないかとなったと。そのときに、今後、業者さんにお名前と住所と電話番号をお伝えしてもよろしいですかと、もう直接やり取りさせていただきたいんですがみたいな、そういうことを

電話口でお伝えするようなお考えがあるかどうか、それをまず1点、お伺いしたい。

もう一つは、スズメバチか、スズメバチでないかを、取りあえず電話でできる限り確定したいというお話でした。ですので、現地を見に行くことは基本的にその段階ではしないわけですね。業者さんが直接行ってみて、そこでスズメバチの巣だと分かったら除去するということになると思います。ですので、もし行ってみてスズメバチの巣ではなかったとなったときに、どのタイミングで個人情報の廃棄をさせるのか。特記仕様書を見ていると、支払いを受けた後、または甲の指示があったときということが書いてあるので、多分、この甲の指示があったときにやると思うんですけども、その場合、そういう指示はいつするのか。この2点、お伺いします。

区側 まず、1点目でございますけれども、当初、生活衛生課で相談を受けます。受けた段階で、今後、委託事業者のほうかからご連絡を差し上げますという案内は、当然、させていただく予定でございます。

それから、スズメバチの巣でなかったときは、やはり調査として動いてもらった場合には、当然、一定の委託料が発生するというふうに考えてございます。ということは、駆除したときの委託料の単価と、調査して違った、調査だけの委託料といった整理の中で、月が終わった段階で締めが来て、こちらから支払いさせていただく段階で、まとめて個人情報を処分させていただくと、そういう流れになります。

会長 よろしいでしょうか。

委員 多分、こうした場合、個人情報は作業依頼書で区が取得されて、業者は第三者になるかどうか分からないですけども。依頼書の中に個人情報の取扱いについてのあれがないみたいですけども、個人情報の取扱いの同意というのはどのようにとるのか。

区側 ご指摘、ありがとうございます。先ほどの委員のご質問にもあったかと思うんですけども、この後は事業者の方に情報を提供しますといいますか、連絡を差し上げますというその過程の中では、当然、説明を想定していたんですけども、区から事業者の方に依頼書を出す様式の中に、そういった個人情報の提供をしますという記載をさせていただくことで対応したいと思います。

委員 個人が区に依頼を出すときに、区としては個人情報を受け取るわけですね。そこについての措置はされないわけですか。業者との間ではなくて、個人から取るときに、場合によっては業者が第三者になる可能性もあるわけです。情報を第三者に提供する可能性もあるわけです。第三者といいますか業者に。その取扱いは、どのような認識でしょうか。

区側 確認につきましては当然、依頼を受けた段階で、電話の内容、区民とのやり取りの中で確認をさせていただく形になると思います。

委員 では、文書の中で確認されるということですね。

区側 はい。

委員 はい、分かりました。

会長	よろしいでしょうか。
委員	1点。資料2-5の作業報告書なんですけども、次の案件のカラスと比較しまして、上から3つ目の項目で、作業員氏名ということで業者の社員の方の名前が入ってしまっているんです。これは、やはり個人情報になってしまうんですけれども、カラスのほうには作業員の方に名前はないんです。何でこちらに入って、向こうは入っていないのか。もし要らないのであれば、いたずらに個人情報は収集しないほうがいいのではないかなと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。
区側	ご指摘、ありがとうございます。今、実際の担当に確認をさせていただきまして、なくても支障はないということですので、省略というか、削除をさせていただければと思います。
会長	では、よろしいでしょうか。
委員	ちょっと聞き漏らしたかもしれないんですが、区民から電話で依頼を受けたときに、個人情報を業者に提供しますよということに同意をいただくと思うんですけれども、それが電話でのやり取りになることもあるわけじゃないですか。その場合に、この依頼書なりに個人情報の提供に関して同意をもらったというチェック欄みたいなものを1つ作っておいたほうが、後で言った、言わないとか、そんなことに同意した覚えはないというようなことにならない一つの策かなとも思うので、依頼書に依頼人からの個人情報提供について同意をもらった欄を入れたらいいのではないかなと思ったんですが、いかがでしょうか。
区側	まさに、先ほども他の委員のほうからご指摘いただいた部分かと思います。当然、電話口での確認と、依頼書上でもそういった内容のそごがないようにという形の書面を別紙2の方に書かせていただいて、やり取りをしたいと考えてございます。
委員	やり取りというのは。
区側	要は、やり取りというか、同意をしっかりと取っているという内容を、こちらの書面に落としていきたいと考えてございます。
委員	分かりました。ありがとうございます。
会長	では、よろしいでしょうか。 それでは、採決に移ります。賛成の方、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
会長	反対の方、挙手をお願いいたします。 確認をお願いします。
区側	賛成16名、反対0名です。
会長	それでは、全員賛成ということで、本件諮問については承認いたします。ありがとうございました。

(3) カラスの巢の撤去等及び落下カラスの捕獲業務の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて

会長	次に、諮問事項（3）カラスの巢の撤去等及び落下カラスの捕獲業務の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。
区側	（資料により説明）（約5分）
会長	ありがとうございました。 ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。
委員	また様式で申し訳ないんですけども、資料3-5の報告書なんですけれども、一番下なんですけれども、スズメバチのほうは受託者という形で会社なんですけれども、こちらの記入者氏名ということで個人になっているんです。個人情報になってしまう気がするので、受託者でよければ受託者名のほうがいいと思うんですが。業務に必要ながあれば、これで構わないと思うんですけども、そのところはいかがなんでしょうかということなんです。
区側	先ほどご指摘いただいて、趣旨は十分理解させていただいておりますので、こちらも同様の形で修正をさせていただきたいと考えてございます。
会長	ほかの方は、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、採決に移ります。賛成の方、挙手をお願いいたします。 （賛成者挙手）
会長	反対の方、挙手をお願いいたします。 確認、お願いします。
区側	賛成16名、反対0名です。
会長	全員賛成ということで、本件諮問については承認いたします。ありがとうございました。

(4) 目黒区G I G Aスクール構想実現システム導入に伴うパブリッククラウドサービスの利用に係る個人情報の取扱いについて

会長	続きまして、諮問事項（4）目黒区G I G Aスクール構想実現システム導入に伴うパブリッククラウドサービスの利用に係る個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。
区側	（資料により説明）（約21分）
会長	ありがとうございました。 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。
委員	私自身は、このG I G Aスクール構想には反対です。要するに、教育というのは、人間性

を培うということで、やはり基本は対面であるというふうに思いますから、こういったシステムを使う教育というのは補充的、一時的なものにすぎないという、そういうのが基本だと思うんです。

そういうことを前提としてお話をちょっとしていきたいというふうに思うんですけれども、ここではクラウドサービスをする事業者と、それから子どもたちとか、教員とかの個人情報やり取りということが前提になっていると思うんですが、1人に1台の端末をみんなに与えるということになると、意義がどういうところにあるかという、もちろん子ども全員が、不平等とかに関係なく平等に扱うことができるようになるという、そこは非常に重要な点と思うんですね。それから、こうしたような端末を持つことによって、先ほどからもお話が出ていますように、コロナ禍で長期にわたって休業があったときには、子どもの学習の補充が行えるというそういう意味があると思うんです。

そこで出てくる問題はということなのかというと、結局、教師と子どもとの関係だと思うんです。子どものプライバシーとか、家庭のプライバシーとかを扱うクラウド業者、そこを通すかどうかは別として、そこも当然、個人情報保護の観点からは重要ですが、教師自体がその情報をどういうふうに活用していくのか、そこが問われる点だと思うんです。

例えば、フランスなどでは、1人1台を基本としてもうやっていますけれど、コロナ禍において何が問題だったのかというと、子どもが学習できないという家庭をつかまえられる、捕捉できるというか、子どもの状況を捕捉できるわけですね。コロナ禍のときにちゃんとついてこれなかった子どもたちの学習の遅れを取り戻すために、例えば夏休み中とかに集めて追いつかせるための勉強をする。

そういうわけで結局、1人に1台の端末を持たせて、こういうような休業せざるを得ないときに子どもたちに持ち帰らせて端末を扱わせることになる、そうした子どもたちのプライバシーや、家庭のプライバシーを教師が捕捉、扱うというときに、どのような形でプライバシー保護をやっていくのかということ、やはりそのところが一番問われると思います。そうした点も、この中でも、研修であるとか、どういうふうに扱うとか、人的な対策というようなことが書かれてありますけれども、そういう活用が広がれば広がるほど、プライバシーの観点から守られていかなければいけないところとか、あるいは、せっかく持たせるわけですから、持たせたときに活用を深めるためにはどういうような点を考えていかなければいけないとか。そういうような事柄について、現時点でお考えがあったらお聞かせいただきたいというふうに思います。

区側

GIGAスクールで、1人1台端末ということですが、これによって対面による指導がなくなるということは決してございません。やはり学校教育では対面による指導が基本となる中で、より学習効果が得られるときにタブレット端末を積極的に活用していく。今現在、教科書にQRコード等もついていますので、子どもたちが自分の教科書を見ながら、調べたいときにQRコードにかざして、さらに詳しく調べられると、そういった活用が考えられます。ですので、対面も基本としながら、タブレットを効果的に活用して学習効果を高めていくと考えております。

持たせたときの子どもたちの対応という中では、情報モラル教育というのは大変重要だと思いますので、情報モラル教育は引き続きしっかりやっていきたいということでございます。また、休業時に、子どもたちに1台タブレットを持たせた家庭での学習ということは、今後、十分に考えられるところではありますけれども、今回も、家庭に貸し出して十分に学習できなかったお子さんたちに、学校で補習教室等も実施しております。そういったタブレット端末だけではできない補充的な学習というのは、これからも必要になってくると思っています。

家庭のプライバシーへの対応というところですが、これはタブレットに限らず、教師は家庭のプライバシーに関する様々な情報を持っています。こちらの秘密を守る義務につきましては、教員に必ず持ってもらうなくてはならないものですので、タブレット端末が入った場合も含めて、家庭のプライバシーへの配慮というのはきちんとやっていくべきものだと思います。

会長 ほかの方。

委員 やはり私もプライバシーに関してになるんですけれども、大きく3点あります。

1つ目が、資料4-3の下のほうにアプリのインストールというところがありました。これに関しては、個人情報をごどのように保護するかということに関して個別に書類でやり取りをしていくのか。それとも、多分、そうだろうとは思いますが、安全なものかどうかを教育委員会の方で確認した上で、インストールするかどうかを決めるというふうな方向なのか、こちらについて、1点目、伺いたいと思います。

2点目なんですけれども、別紙1、ページでいうと資料4-6です。こちらを拝見すると、過去に個人情報流出事件を起こした企業が出しているクラウドサービスがあります。もちろん、流出しないようにいろいろなガイドラインがあるとは思いますが、もし流出してしまったときにはどのように対処していくのか、こちらについて、2点目、伺いたいと思います。

3点目なんですけれども、同じ資料4-6のところなんですけれども、それぞれ別個にアカウント登録していかなければいけないところがあると思います。例えば、Officeであったらマイクロソフトであろうと思いますし、そのほかにもGoogleですとか、Appleさんですとか、2つ目のところだったらベネッセであったり、NTTコミュニケーションズだったりということありますけれども、こういったアカウント登録が必要なところというのは、プロポーザル契約の、何といいますか、契約をする会社から再委託という形でそれぞれと契約を結んでいるのか、それとも個別にそれぞれの企業と契約する形になるのか、こちらについてお願いいたします。

区側 インストールの部分に関してなんですけれども、今、利用を予定しているクラウドサービスの一覧をご覧くださいますと、これ以外にもですね、今後、様々なアプリで、例えば動画を撮って、それをスローで再生して、それをよく見たらこういう動きができるのか、いろいろな学びにつながる可能性があるアプリがあると思います。こちらに関しましては例えば、学校の方からそういった要望が出てくるという形に関しましては、そのデータはどこに保存されているかを確認させていただいて、それがクラウドサービスの事業者ということであれば、そのサーバの安全性を確認させていただいて、その事業者が第三者認証をしっかりと取っているかを、もう一回、我々のほうで確認させていただく。実際は、恐らく営業担当者というのが窓口それぞれおられますので、文部科学省が規定しているガイドラインに準拠しているか、遵守しているかを確認しまして、第三者認証は何を取っているかを確認させていただいて、インストールの方を決定していくというところでございます。

また、クラウドサービスで情報漏えい等があった場合に関してなんですけれども、こちらの方に関しましてはそういったことがない事業者をまず選定していくことが第一義的なことですが、もし、そういった状況が起きましたら、速やかにまず利用の停止を行うものがございます。その際にですね、こういった事業継続計画といいますか、事業者側にどういう改善の方針があるかそういったものを求めてまいりまして、そういったものが国が求めているそちらのガイドラインの遵守に至らないという場合には、利用の継続は行わないという判断

もあり得るかと思っております。

アカウントの登録なんですけれども、原則的にはそれぞれの、マイクロソフトOSですか、そういった使用するサービスごとにアカウントを取っていくという形になると思いますけれども、こちらはそれぞれの子どもたちがなかなかそれを自分で全部管理できるかというところ、できないところもあるので、例えばシングルサインオンという技術で、1回、入ると、グーグルも、マイクロソフトも全部一回で使えるよみたいなものを入れていく必要性もあると考えておりますが、初期設定の段階では、一度、入れていただく必要性があるのかもしれない。そちらは個人情報を含まないの、事業者へ委託することも考えているものでございます。

委員 今、ご説明ありましたけれども、この資料4-7、これはあくまでも文部科学省のガイドラインを示しておりますけれども、先ほどありました特記仕様書みたいな、情報が漏れた場合の損害はどういうふうに補填するのかというものはないのでしょうか。あくまで今日はガイドラインで示されておりますけれども、もしあればそれをちょっと提示してもらいたいと思います。情報が漏れた場合の対応についての仕様書みたいな、これはどういうふうになっているか、ちょっと教えていただくと助かります。

区側 こちらに関しましては、やはりちょっと世界的な、クラウドサービスは世界的なものなので、なかなかその例えばアップルさんとか、グーグルさんとか個別にそういった取引を、取決めをすることはできないという形でございます。ただし、特記仕様書に関しましては委託事業者と取り交わすものでございますが、あくまで向こうが提示しているサービスを、我々がこのサービスの確認事項に準拠した、遵守したサービスを利用するという形でございますので、例えばそういった事故、事象が起こった場合には、クラウド事業者、例えばグーグルですとか、アップルですとかがどういう対応を取るかを我々のほうで注視させていただいて、もちろんこちらのほうに書かせていただいておりますが、例えばそういった漏えいがあった場合には、我々のほうとしてデータを削除するということもできます。例えば海外の事業者ですと、再委託があったり、買収があったり、そういうことも起こり得るんですけれども、そういうところに関しましては基本的には同様の義務を買収先に課すようです。そういったことがちゃんと、事業者側のプライバシーですとか、個人情報のセキュリティポリシーとか、ポリシーに書かれておりますので、そのポリシーを信用するということが原則ということでございます。

委員 ということは、仕様書みたいに対契約を結ぶわけではなくて、向こうがセキュリティポリシーというものを世界的に形づくっているの、それを受諾するといいますか、それに応じた、一方通行とは言わないけれども、そういう意味の契約だという理解で法律的にはいいわけですか。

区側 おっしゃるとおりです。特に、G Suite for Education、グーグルがやっているものですか、アップルがやっているものですか、そういったものに関しては、例えばアップルに関しては、端末を購入といいますか、リースで契約するんですけれども、利用を開始することで契約行為が結ばれているという形でございます。ただし例えば、ちょっと導入するか分かりませんが、クラウドサービスの一覧でございます、例えばまなびぼけつですとか、ミライシードとか、こういったものは日本の事業者がクラウドサービスとして提供しているものでございますのでそちらに関しましては、こちらは契約というよりは、そうい

った利用の条件が示されて、我々がそちらの利用条件を受託するといいますか、そういった形になるかと思えますけれども、国内事業者でありますので、例えばそういったときはどういうふうな対応、個人情報の漏えいとかが起こったときにはどういう対応ができるのかは個別に確認して、我々として書面で補足することはできていると考えています。そこはちょっと契約関係に当たりますので、その辺はどういった契約になるかというのは、その辺の観点も含めて契約してまいりたいと思っております。

委員 1人1台ということで、例えば文教・子ども委員会のほうで、タブレットを使用したときに、Zoomなどで家の中が映ってしまうということで、それを保護者の方から同意を得るというようなことで使用していくというような内容があったかと思うんですけれども、これがもし家の中が映されるのが嫌だというような、保護者の同意が得られない場合の対応というのは、どういうふうにお考えなのかどうかということが1点。

あと、1人1台端末ということなので、資料4-4の一番上のイ、利用者認証なんですけれども、数字の認証よりも、生体認証、指紋とか虹彩などのほうが、より簡単にセキュリティが高いかと思うんですけれども、こういったものを導入していく予定があるかどうかお伺いいたします。

区側 Zoom等の利用承認、認証といいますか、相手方の了解なんですけれども、先ほど書かせていただいたとおり、この端末を保護者様のほうに、児童生徒に貸与する場合にはしましては、個人情報の利用の受託といいますか、同意を得ることとしております。例えば、背景とかは撮りたくないよということがありましたら、その際は、先ほどから議論が出ておりますけれども、必ずしもICTを活用しなくても、対面ですとか、電話ですとか、そういったことで補足はできると思っております。そういった、もし、ご家族の、例えば家庭の背景とか、そういったものはちょっと難しいねということでありましたら、その他の手段、対面ですとか、電話で対応させていただきたいと考えているものでございます。

また、今はパスワードによる認証ということで、生体認証のほうが安全性は高いのではないかとこのところなんですけれどもそのご質疑に関しましては、生体認証のほうがセキュリティ面では高い部分はございます。ただし、今回は、まず学習で利用するというところで、学校で利用すると、やはりすぐみんなが使えなければいけないという状況がございまして、例えば、けがをしまして認証ができないですとか、例えば他区でいいますと、フェースIDをやっていたがために、マスクだからフェースIDが使えないよですとか。あと、子どもたちは成長が早いので、例えば指紋が成長によって変わってしまったりですとか、やはりそういうことも一部見受けられることがございます。あと、生体認証をしたとしても、パスワードの入力も絶対必要になってまいりますので、情報の利活用の考え方と学校現場の運用を考えまして、今回はバランスを取ってパスワードの設定という形を考えたものでございます。

会長 よろしいですか。先ほど挙手されていたようなので。

委員 今の委員のご意見と同じだったんですけれども、自宅での授業だとか、今後、どうなるかわかりませんが、やはり自宅の背景が映るとか、これは個人情報でもあるので、誰々君ちはどうだとか、うちはこうだとか、そんなに知られたくないという方はいらっしゃると思います。だから、できるだけ個人情報とはとらないほうがいい。ましてや、全員で授業をiPadとかでやりますと、順位がばーっと出ますから、第1位はあれだとなる可能性も非常

に高いので、これは結構ご留意されたほうが良いと思います。できれば今 iPad を使われるということなので、最新の iPad だと CPU を結構そろえているので、Zoom を使ったら背景画は設定できると思いますので、基本的には家の中は映さないと、全員が同じ背景画にする。古い iPad はできないと思うんですけども、できなかつたら業者と打ち合わせしてですね、そういう仕組みにされたほうが、生徒としても、保護者も、あまり家の中は見られたくない。子ども部屋があって、地下室とかあったらいいでしょうけれども、ないところもあるかと思うので、個人情報ではないとしても、やはりそういう情報はちょっと注意されたほうが良いと思いました。

区側 今、委員おっしゃっているとおりで、Zoom に関してはそういった設定ができるものですが、ほかのサービスを使うとそういう設定ができない場合もございます。そちらの方に関しましては、今、委員ご指摘の点に留意しながら、どういう工夫ができるかを考えて、不必要な個人情報といいますか、ご家庭の状況というのを把握しないように努めたいと考えているものでございます。

委員 2点なんですけれども。保護者からの同意を得ることなんですけど、いろいろな価値観の多様の中で、子どもにそういったものを学校で使わせるのは嫌だと、同意ができないという場合には、学校としてどのように対応するのかということが1点と。

資料4-4、情報端末の利用者認証なんですけれども、パスワードを規定回数誤って入力した場合は情報端末はロックするとあるんですが、低学年のお子さんなどの場合に、結構、簡単にロックがかかってしまうような状況が最初の頃はあるのではないかとこのときに、このロックの解除は誰がどうやるのか。その場でロックが解除できないと授業に参加できないというような状況があるのは、ちょっと好ましくないのではないかとこの2点をお聞かせください。

区側 1点目、もし保護者の方がうちの子には使わせないという件でございますけれども、こちらにつきましては、今までも学校ではパソコンを使っての学習は進めているということも丁寧にご説明をしながら、1人1台端末の予算などについても含めて保護者に丁寧に説明していく。それでも、どうしてもうちの子には持たせたくないという場合がもしあったならば、個別に対応をしていくしかないかと思っております。個別に対応したとしても、一斉授業の中では全体の中で対面での指導は可能になりますので、そういった対応になるかと思われま

区側 2点目なんですけれども、特に低学年ではパスワードがロックされるということは容易に想定されます。こちらの方なんですけれども、先ほど権限をそれぞれに付与するという事で、教員にロックを解除する権限を与えたいと思っております。子どもたちのほうから、先生、ロックされちゃったよということであれば、簡易的に解除できないと授業に支障がございますので、そういった権限も教員には与えたいと考えているものでございます。

委員 1人1台端末を持つと、やはり長所、短所はいろいろあると思うんですけども、経済的な事情でこうした端末を持ってないお子様にもちゃんと1台確保できれば、家での学習ができるという意味では、とても公平な機会になるのではないかなと思ってリスペクトしています。

1つお伺いしたいのは、例えば資料4-3の3の(2)のウ、保護者に対して協力を要請すると。これは、どなたが要請されるのかということが1点。それから、資料4-4のカ、フィルタリングの実施、動画等の投稿を制限すると。こういったものを制限して、例えば先

ほどアプリのインストールに関しては、適切なものに制限していくというお話だったんですけども、どなたの責任においてそういうことをなさっていくのか、主語がどこにあるのかということをお伺いしたいということです。

それから、最後なんですけれども、先ほどプライバシーの話がいろいろ出てるんですけども、実は私が一番懸念しているのはこの位置情報です。端末を紛失したとき、位置情報はオンしておかないと探せないから、多分、位置情報は個人情報として取り扱うものの中に入っているのではないかと思うんですけども、どこに行つて、何をしているかということも、ちょっとプライバシーにひっかかってくるとおっしゃる親御さんもいるのではないかと考えております。このことを含めて、この個人情報をどのくらいの期間、保管しているものなのか、この個人情報を何かのときに公開する可能性はあるのかということが一つあります。例えば、この端末を持っているお子さんが犯罪か何かに巻き込まれてしまったときに、どこにいたのか。位置情報を確認できれば、たどり着けることもあるかもしれないと思ったときに、どこまで情報は開示されるべきものなのかということも、ちょっとお伺いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

区側 ちょっと前後してしまうかもしれないですけども、フィルタリングのところの動画の投稿なんですけれども、原則的には動画投稿ですとか、SNSの書き込みですとか、メール等の機能もあるんですけども、そういった外部につながるものは制限を行つて、一切させないという状況で考えているものでございます。

また、位置情報についてなんですけれども、こちらの位置情報に関しましては基本的に端末の位置情報ということで、どの子が、どう端末を使っているかというのは、基本的に我々管理者は分からない、学校では分かるという形になるんですけども。そういった位置情報ですとか、それを含むその他の情報の開示につきましては、やはり法令ですとか、そういったものの法的根拠がない限り、原則的には開示されないというものでございます。

区側 1点目の保護者への要請ですけども、これは教育委員会から学校を通して行うものです。学校を通してというのは、紙面上であったり、また保護者会等の機会を通して保護者に丁寧に説明していくと、そういうものでございます。

区側 あと、情報の保存期間ですけども、これはちょっと情報の種類によってしまうと思うので、恐らく端末の位置情報とかは比較的すぐ消えてしまうといえますか、その端末が移動するごとに履歴はなくなってしまうと思います。例えば、学習の履歴とか、そういったものに関しましては、今後ちょっと国のほうからも、今後、学習履歴をうまく利用して高校、大学につなげていこうという考え方もありますので、ちょっと我々の方で今例えば卒業した6年生の子の情報を何年たったら削除するかということとはちょっとまだ検討していないといえますか、今後、検討していく材料かなと考えております。ただ、個人情報に関しましては基本的に消さなければいけない重要なものだと思いますので、適切な期間、保管をして、情報に関しましては申し入れることによって消すことが可能でございまして、不要な情報に関しましては削除していくというものでございます。

委員 今の時点で結構なんですけれども、適切な期間、保存しておいて削除していくというのは、どなたが判断されていくものではないかとお考えになるか、お聞かせいただけますでしょうか。

区側 どれぐらいの保存年限が望ましいですか、国が一定の方針を出すと思います。そちらのほうを参考にさせていただきまして、教育委員会として判断してまいりたいと考えているところでございます。

委員 今のお話で、ちょっと基本的なところで気になったんですが、私のイメージでは、端末というのは同じものをずっとその子が1年から6年まで使うのではなくて、配られるパソコンは別々ですよ。その時々によって違ってくるのではないんですか。持っているIDとか、パスワードとか、そういうものだけが違って、機械は一生同じというか、1年生で与えられたものを6年まで使うというイメージではないかどうか。それとも、授業ごとに違ったものを配るのか。ちょっとそこのところは分からなくなってしまったので、ちょっとお聞かせいただきたいんですが。

区側 端末に関しましては、1人に1台、貸与するものでございまして、その子がどの授業であっても、同じ端末を使用するという形でございます。申し訳ありません。

委員 はい、分かりました。

会長 どうぞ。

委員 それは、入学から卒業までとか、今、高校、大学にまでつながるようなものとちょっとおっしゃったので気になったんですけども、例えば1年間、3年生のときにはこれを使うけれども、学年が変わったら端末は変わるとか、その期間というのはどういうふうにお考えなんでしょうか。

区側 期間ですけれども、今回、5年間のリースという形になってございます。先ほどお伝えした、例えば高校とか、大学とかでデータ自体、クラウド上に格納したデータは利用される可能性があるとは考えてございますが、端末に関しましては、5年間のリース期間ですので、例えば1年生は入学のときにもらい、5年生まではその端末を使っていただきます。6年目になりますと新しい端末が参りましてその端末を使ってインターネットを使ったクラウドサービス自体は変わりませんので、端末は5年間という形で考えてございます。例えば、卒業しますよね、例えば今、今年度中に配備を予定していますので、5年生とか6年生に関してはすぐ卒業してしまいますので、その子の端末は、1回、我々のほうでお預かりして、適切なクリーニング、初期設定を再度設定し直して新入生にお配りするという形で考えてございます。

委員 それは分かりました。

長期間、データをサーバに保存して、それは個人名のついたというか、個人情報としてのデータなのか、それとも学力全般を測るとか、そういう資料的なデータなのか、どういう意味ですか。

区側 学習履歴とかの利用方法については、国が今後そういった考え方を持っているという状況なので、基本的には今の段階では、各個人が作成した課題とか、作品ですとか、そういったものが個人単位で残っていくというものでございます。例えば、今後、いろいろな利活用が

	進めば、共通した学習履歴が残っていくようなものが全国で一斉に導入されて、それをみんなが使って、それが残っていくという形で資料として捉える可能性もありますけれども、今の段階ではそういったところに至っていないという状況でございます。
会長	皆様、よろしいでしょうか。 それでは、採決に移ります。賛成の方、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
会長	反対の方、挙手をお願いいたします。 確認をお願いします。
区側	賛成16名、反対0名です。
会長	それでは、賛成が全員ということで、本件諮問については承認いたします。

3 その他

会長	以上で、本日の諮問事項を全て終了いたしました。事務局から、連絡事項などございますでしょうか。
区側	連絡事項がございます。本日の会議録につきましては、後日、事務局でまとめたものを案として出席者の方にお送りいたします。届きましたら、内容の確認をお願いいたします。 次回の審議会ですが、12月4日の月曜日、午後2時から開催の予定です。 最後になりましたけれども、第16期の当審議会の委員の方の任期につきましては令和2年10月31日をもって満了となります。会長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、貴重なご意見、ご指導を賜りました。改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。今後とも、情報公開・個人情報保護制度につきまして、ご意見をいただければ幸いです。お疲れさまでした。
委員	すみません。次回の日程なんですけども、12月4日ですか。前、7日と言っていたような気がしたんですが。
区側	失礼いたしました。12月7日が正しいです。
委員	はい、分かりました。
委員	場所は一緒ですか。
区側	場所は同じです。
会長	皆様、2年間どうもありがとうございました。特に、今年度はコロナウイルスの関係で非常にやりづらかったかと思えます。まだ先が見えないところがございますが、引き続き委員をお務めいただける方は今後ともよろしくをお願いいたします。これで終了される方は、今まで本当にどうもありがとうございました。

以上をもちまして閉会とさせていただきます。若干、時間をオーバーしてしまい、申し訳ありませんでした。

以 上